			拡声器（エンクロージャーに取り付けてあるかないかを問わない。）	
		八五一八・二一	単一型拡声器（エンクロージャーに取り付けたものに限る。）	LVC四十パーセント又はCTSH
		八五一八・二二	複数型拡声器（同一のエンクロージャーに取り付けたものに限る。）	LVC四十パーセント又はCTSH
		八五一八・二九	その他のもの	LVC四十パーセント又はCTSH
		八五一八・三〇	ヘッドホン及びイヤホン（マイクロホンを取り付けてあるかないかを問わない。）並びにマイクロホンと拡声器を組み合わせたもの	LVC四十パーセント又はCTSH
		八五一八・四〇	可聴周波増幅器	LVC四十パーセント又はCTSH
		八五一八・五〇	電気式音響増幅装置	LVC四十パーセント又はCTSH
	八五・二三		ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わず、ディスク製造用の原盤及びマスターを含むものとし、第三七類の物品を除く。）	
			半導体媒体	
		八五二三・五一	不揮発性半導体記憶装置	LVC四十パーセント又はCTH（第八五・四二項からの変更を除く。）
		八五二三・五二	スマートカード	LVC四十パーセント又はCTH（第八五・四二項からの変更を除く。）
		八五二三・五九	その他のもの	LVC四十パーセント又はCTH（第八五・四二項からの変更を除く。）
	八五・三〇		鉄道、軌道、道路、内陸水路、駐車施設、港湾設備又は空港の信号用、安全用又は交通管制用の電気機器（第八六・〇八項のものを除く。）	
		八五三〇・一〇	鉄道用又は軌道用の機器	LVC四十パーセント又はCTSH
		八五三〇・八〇	その他の機器	LVC四十パーセント又はCTSH

	八五・三一		電気式の音響信号用又は可視信号用の機器（例えば、ベル、サイレン、表示盤、盗難警報器及び火災警報器。第八五・一二項又は第八五・三〇項のものを除く。）	
		八五三一・一〇	盗難警報器、火災警報器その他これらに類する機器	LVC四十パーセント又はCTSH
		八五三一・二〇	表示盤（液晶デバイス又は発光ダイオードを自蔵するものに限る。）	LVC四十パーセント又はCTSH
		八五三一・八〇	その他の機器	LVC四十パーセント又はCTSH
	八五・三二		固定式、可変式又は半固定式のコンデンサー	
		八五三二・一〇	固定式コンデンサー（五〇又は六〇ヘルツ回路用に設計したもので、無効電力が〇・五キロバール以上のものに限る（電力用コンデンサー）。）	LVC四十パーセント又はCTSH
			その他の固定式コンデンサー	
		八五三二・二一	タンタルコンデンサー	LVC四十パーセント又はCTSH
		八五三二・二二	アルミニウム電解コンデンサー	LVC四十パーセント又はCTSH
		八五三二・二三	セラミックコンデンサー（単層のものに限る。）	LVC四十パーセント又はCTSH
		八五三二・二四	セラミックコンデンサー（多層のものに限る。）	LVC四十パーセント又はCTSH
		八五三二・二五	紙コンデンサー及びプラスチックコンデンサー	LVC四十パーセント又はCTSH
		八五三二・二九	その他のもの	LVC四十パーセント又はCTSH
		八五三二・三〇	可変式又は半固定式のコンデンサー	LVC四十パーセント又はCTSH
	八五・三三		電気抵抗器（可変抵抗器及びポテンショメーターを含むものとし、電熱用抵抗体を除く。）	
		八五三三・一〇	固定式炭素抵抗器（被膜抵抗器を含む。）	LVC四十パーセント又はCTSH